

省 令

○農林省令第四十四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十八年七月二十四日

農林大臣 櫻内 義雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「日立」の下に「鹿島」を、「田子の浦」の下に「豊橋」を、「敦賀」の下に「内浦」を加え、同条第二項第一号中「鹿島」及び「豊橋」を削り、同項第三号中「豊橋、内浦」を削る。

附 則

この省令は、昭和四十八年八月一日から施行する。

告 示

○環境庁告示第四十六号

農薬取締法第三条第二項の規定により定められた同条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和四十六年農林省告示第三百四十六号)第一号イの環境庁長官の定める基準を次のように定める。

昭和四十八年七月二十四日

環境庁長官 三木 武夫

1 次の表の第1欄に掲げる農薬の成分は、同表第2欄に掲げる農作物等にそれぞれ同表第3欄に定める量をこえて含有されるものであつてはならない。この場合の含有量の試験法は、2のとおりとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
6-メチルキノキサリゾン ² 、8-ジチオカーボネート(別名キノキサリノ系またはキノメチオネート)	いちご すいか まくわうり みかん メロン かぼちや きゅうり なす ピーマン	各0.5ppm
シメチル S-1(N-メチルカルバキイルメチル)ジチオホスフエート(別名ジメトエート)	米 かき かんきつ なし もも りんご 野菜 ばれいしょ そらまめ 茶	各1.0ppm

N-1(トリクロルメチルチチ)ー4-1
シクロ(ヘキセン-1、2-ジカルホキ
シキド(別名キチチチ))

うめ
おうとう
なし
ぶどう
もも
りんご
野菜

各5.0ppm

2 試験法

(1) 検体

1の表の第1欄に掲げる農薬の成分に該当する同表第2欄の農作物等に該当する次の表の第1欄に掲げる農作物等の種類に及び、それぞれ、その同表第3欄に掲げる量(すいか、パイナップル、まくわうり、メロン、かぶの根、かぼちや、きんぎょ、だいこんの根、つげな、はくさい、レタスおよびでんさい)にあつては、それぞれ大きさがそろい、かつ、その合計量が同欄に掲げる量に達するもの5個)をその農作物等の収穫時に採取し、その同表第2欄に掲げるもの(試験をしようとする農薬の成分に対して定置障害物質となるものを含んでないものに限る。)を検体とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
米	玄米	1kg
えん麦	脱穀した種子	1kg
大麦	脱穀した種子	1kg
小麦	脱穀した種子	1kg
裸麦	脱穀した種子	1kg
ビール麦	脱穀した種子	1kg
あわ	脱穀した種子	1kg
きび	脱穀した種子	1kg
そば	脱穀した種子	1kg
とうもろこし	外皮、ひげおよびしんを除去したもの	1kg
ひえ	脱穀した種子	1kg
いちご	へたを除去したもの	1kg
うめ	果実および核を除去したもの	1kg
おうとう	果実および核を除去したもの	1kg
かき	へたおよび種子を除去したもの	2kg
いよかん	外果皮を除去したもの	2kg
なつみかん	果実	2kg
なつみかんの果肉	中果皮を含む	1kg
なつみかんの外果皮	へたを除去したもの	1kg
ネーブルオレンジ	外果皮を除去したもの	2kg
はっさく	外果皮を除去したもの	2kg
みかん	外果皮を除去したもの	2kg
その他のかんきつ	果実	2kg
くり	外果皮を除去したもの	1kg